平成30年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設(拡充・延長・その他)

刈家祝日 \	個人住民稅 法人住民稅 事業稅 不動產取得稅 固定資	· 产班〉車:	府省庁名		
刈家祝日 \	固人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資	☆投√車			
		. 性忧 (争:	業所税との他	都市計画税)
要望 項目名	農業ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の所要の)措置			
要望内容 (概要) 音	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 近年の営農形態の多様化に伴い、農業ハウス内での農作 部に全面コンクリート張りをするケースも生じている。このよう 税制上の措置を検討する。 ・特例措置の内容				
関係条文					
減収 見込額	[初年度] O (精査中) [平年度] [改正増減収額] —	C)(精査中		z: 百万円)
要望理由	(1) 政策目的 国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図る。 (2) 施策の必要性 近年の営農形態の多様化に伴い、農業ハウス等での農作業の効率化・高度化等の必要性から、農業者が農地 に全面コンクリート張りをするケースも生じている。 現行農地法上、農地をコンクリート張りすることは農地転用に当たり、農地転用許可が必要。 このため、農地法における取扱いを検討することとしており、税制上の取扱いも検討する必要。 (参考1) 未来投資戦略 2017 (抜粋) (平成29年6月9日閣議決定) ③ 経営体の育成・確保のための環境整備 ・ 農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用による担い手の多様な経営発展に資するため、農業ハウス等の農地法における取扱いについて検討を行う。 (参考2) 規制改革実施計画(抜粋)(平成29年6月9日閣議決定) ④ 農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革 ・ 農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法(昭和27年法律第229号)における取扱いについて検討する。				
本要望に 対応する 縮減案		ページ		6—1	

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 担い手への農地集積・集約化と農地の確保
合理性	政策の 達成目標		今後10年(平成35年度まで)で、全農地面積の8割が担い手によって利用される。
	置等	担軽減措 の適用又 長期間	
		の期間中 成目標	_
	政策目標の 達成状況		平成 28 年度末における担い手による農地の利用面積は全農地面積の 54%にとどまっている。
有効性	要望の措置の 適用見込み		_
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		
当性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係		_
	要望の措置の 妥当性		_
		ページ	6—2

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	
ページ	6—3